

輪島市監査公表第 16 号

輪島市長より、平成23年2月22日付け発輪監査第294号の  
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方  
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月7日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



発輪病第1201号

平成23年3月2日

輪島市監査委員 向 憲龍 様

輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成23年1月28日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①患者負担未収金について</p> <p>患者が負担すべき医療費の滞納は、近年、全国的にも社会問題化している。市立輪島病院においては、地域の医療拠点としての公立病院という位置づけから、医療費を滞納しながらも受診する患者等さまざまな事情を持った住民の診療も行う必要があり、未収金対策が問題となっている。そのような状況の中で、滞納者に対しては、電話や文書での督促、個別訪問による対応をとっているとのことである。</p> <p>未収金の解消は、負担の公平のみならず、病院事業の安定的経営や財政の健全化にとっても重要であり、まず現年度分が未収金とならないように今後とも連携と工夫により未収金の解消に取り組まれない。</p>	<p>①患者負担金の未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって組織的な対応に努めている。</p> <p>今後も未収金の発生防止を目標に取り組んでいく。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>②出張命令について</p> <p>職員の自家用車を公務に使用する場合は、「輪島市自家用車の公務使用に関する規程」に基づく手続きが必要となるが、出張のため使用する際に必要な「自家用車公務使用承認申請書」の総務課への提出をせずに出張したケースが数件認められた。今後このような場合は、規程に則り正しい届出書類の提出をするように改めていただきたい。</p>	<p>②今後は「輪島市自家用車の公務使用に関する規程」に則り業務を行う。</p>	<p>措置済</p>